

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第8号 宇治市防災規則の一部を改正する規則
.....（危機管理室）…2

公 告

- 公告第19号 道路の位置の指定の変更（一部廃止）
.....（建築指導課）…2
- 公告第20号 道路の位置の指定の変更（一部廃止）
.....（建築指導課）…2

規 則

宇治市防災規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年8月2日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第8号

宇治市防災規則の一部を改正する規則

宇治市防災規則（昭和38年宇治市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「、建設部長」を「、総務部長、建設部長」に改める。

別表第1 総務班の項担当部署等の欄中「納税課」を「納文化自治振興課」に改め、同表情報班の項担当部署等の欄中「IT推進課」を「IT推進課」に改め、同表産業班の項担当部署等の欄中「農林茶業課」を「文化自治振興課自治振興係」に改め、同文化自治振興課文化係農林茶業課」

表調達班の項業務分掌の欄に次の1号を加える。

(4) 地区統括班に係る業務の補助に關すること。

別表第1 地区統括班の項業務分掌の欄に次の1号を加える。

(5) 調達班に係る業務の補助に關すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第19号

道路の位置の指定の変更（一部廃止）について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の変更（一部廃止）を次のとおり行いました。

令和元年8月23日

宇治市長 山本 正

変更指定番号	変更指定年月日	変更（一部廃止）した土地の地名及び地番	変更（一部廃止）した道路の延長及び幅員
第82 2-1 号	令和元年 7月17 日	宇治市大久保町旦棕1 9-1の一部、19- 34の一部、平盛18 -12の一部、18- 13、18-14、1 8-15、18-1 6、18-17、18 -18、18-19、 18-20、18-2 1、18-22、18 -23	延長：104.4m 幅員：7.1m

宇治市公告第20号

道路の位置の指定の変更（一部廃止）について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定の変更（一部廃止）を次のとおり行いました。

令和元年8月23日

宇治市長 山本 正

変更指定番号	変更指定年月日	変更（一部廃止）した土地の地名及び地番	変更（一部廃止）した道路の延長及び幅員
第76 7-1 号	令和元年 7月17 日	宇治市大久保町平盛1 5-1の一部、旦棕1 -4の一部、2-2の 一部	延長：110.0m 幅員：7.0m